

堺市小規模校配置適正化等支援業務 仕様書

1 業務名

堺市小規模校配置適正化等支援業務

2 業務の目的

本市では、近年の人口動態の変化に伴い、学校間での児童生徒数に差が生じている。人口減少により多くの学校で小規模化が進行する一方で、一部の学校では児童生徒数が増加し大規模化している状況が見られる。このことは、学級編制、教職員配置、学校運営等、教育活動全般に影響を及ぼしている。

本業務は、このような現状を踏まえ、小規模校を中心とした学校配置の適正化の方向性を整理することに加え、今後の学校規模・配置に関する総合的な検討を支援し、こどもにとってより良い教育環境を将来にわたり確保することを目的とする。

3 履行場所

堺市役所・受注者事業所・発注者が指定する学校・発注者が指定する地域

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

本業務の主な内容は、以下の3つの分類で構成する。

- ・調査研究：小学校再編に向けた調査研究
- ・業務支援（直近対応）：小学校再編に向けた業務支援
- ・業務支援（中長期対応）：地域発意型再編協議体支援

それぞれの業務は次のとおりとする。

(1) 調査研究

本業務（小学校再編に向けた調査研究）は、本市における児童生徒数の変動や教育環境の現状と課題を客観的に把握し、小学校再編の必要性や方向性を検討するための基礎資料を整備することを目的として実施するものであり、主に以下の内容について業務を行う。

- ①発注者が指定する小学校2校における校則・慣習・内規・運用の実態把握及び教育環境への影響ヒアリングの実施^(※1)並びに他市における校則等が異なる学校の再編事例に関する教育環境への影響調査及び整理^(※2)

※1 ヒアリングは、発注者が指定する対象校2校において、再編検討の基礎資料として実態及び認識を整理することを目的とし、実施各校1回程度、校長・教頭等の学校管理職を主たる対象として実施することを想定する。

実施時期、対象者及び方法（対面又はオンライン等）については発注者と受注者が協議の上決定し、日程調整及び依頼は発注者が行うものとする。

※2 他市事例に関する調査は、文献・公開資料等を用いた調査を基本とし、調査対象はおおむね2～3市程度を想定する。対象自治体の選定及び調査範囲の詳細については、発注者と受注者が協議の上決定する。

②発注者の過去の再編実績（小学校8校を4校に再編）に基づく教訓・成功要因の整理^(※3)

※3 既存資料・公表情報等に基づき、再編後の基本的な状況（児童数等の推移、施設の活用状況等）を整理するものとし、今後の再編検討に向けた指標設定や判断を行うものではない。

③発注者が設置する小学校92校（令和7年5月1日時点において、支援学級を除き11学級以下の小学校は33校、19学級以上の小学校は19校）における児童推計に基づく小規模化・大規模化の進展状況及び教育の持続可能性に関する分析^(※4)

※4 本分析は、児童数・学級数の推計に基づき、学校規模の変化状況及びそれに伴い一般的に想定される教育環境上の課題を整理するものとし、個別校の将来的なあり方についての判断を行うものではない。

④選択制中学校及び特認校制度に係るアンケート実施^(※5)等によるニーズ調査、課題整理、財政負担試算、制度研究^(※6)

※5 1回程度の実施を想定し、対象者は堺市立学校に在籍する児童・生徒の保護者等、おおむね200人程度（多少の前後を含む。）とする。調査項目は選択制中学校及び特認校制度に関する事項を設定するものとする。調査項目の数は、回答者の負担等を考慮し、おおむね15～20問程度を目安として設定するものとする。調査項目案は受注者が作成し、あらかじめ発注者の確認を受けた上で実施するものとする。実施方法は紙媒体又は電子媒体のいずれか1種類を想定し、対象者の範囲や設問内容等の詳細については、上記条件の範囲内で発注者と受注者が協議の上決定するものとする。なお、アンケートの回収は受注者が行うものとし、回収した回答の集計及び結果の整理・分析は受注者が行うものとする。

※6 アンケート結果等を踏まえ、以下の事項について整理を行うものとする。

・課題整理

アンケート結果及び既存資料に基づき、選択制中学校及び特認校制度に関して保護者等から想定される主な意見、懸念事項及び検討上の論点を整理するものとする。

・財政負担試算

既存の事例や公表資料等を参考に、制度検討に際して一般的に想定される財政的な影響について、参考となる整理を行うものとする。なお、個別施策の導入可否や将来的な財政判断を行うものではない。

・制度研究

他市における選択制中学校及び特認校制度の実施状況等の公開情報を整理（おおむね2～3市程度）し、制度検討に当たって参考となる考え方や運用上の留意点を取りまとめるものとする。

(2) 業務支援（直近対応）

本業務（小学校再編に向けた業務支援）は、履行期間中に発注者が実施する学校再編に係る各種業務について、受注者がその運営・準備・調整等を具体的に支援するものであり、主に以下の内容について業務を行う。

①学校再編整備懇談会（10回程度を想定）の企画・立案・運営支援^{（※7）}及び議事録作成^{（※8）}

※7 開催スケジュール案の作成補助、配付資料の構成案作成補助、会場準備及び当日の進行に係る運営支援等を想定する。

※8 議事録は、発言内容を整理したもの及びその要約版の2種類を作成するものとし、各会議終了後、おおむね2週間以内を目安に提出するものとする。

②児童・保護者の相互理解促進に向けた交流会等（1回程度想定）の企画・運営^{（※9）}

※9 開催計画案の作成補助、日程・会場調整、当日の運営補助等を想定する。なお、開催時期は履行期間中において学校再編に係る検討状況を踏まえ、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

（3）業務支援（中長期対応）

本業務（地域発意型再編協議体支援）は、履行期間後においても再編対象地域が主体的に学校再編についての協議・調整を進めることができるよう、発注者と連携の上、地域発意型再編整備協議体（以下「協議体」という。なお、本協議体は、学校再編に関する協議・調整を行うため、地域の関係者が主体的に参画する枠組みを指すものであり、必ずしも新たに設立される複数人による組織体や特定の名称を有する団体に限定されるものではなく、既存の地域自治会、地区組織、任意の協議の場等、実質的に同様の機能を果たすものを含む。）の設立・運営に関し、主に以下の内容について業務を行う。なお、本業務は、特定の再編対象地域において合意形成を実施すること、又は協議体の設立若しくは運営を履行期間内に完了させることを目的とするものではない。

①協議体の設立支援^{（※10）}

※10 協議体の目的及び役割に関する整理、設立に向けた基本的な手順及び進め方の整理、構成メンバー検討に資する考え方や留意事項等について、一般的な事例や想定される条件を前提として整理し、履行期間内に資料として取りまとめ、発注者と共有するものとする。

②協議体の運営支援^{（※11）}

※11 協議体に関する一般的な検討又は運営を念頭に置き、会議の進め方や構成に関する考え方の整理、協議における論点整理や意見整理の支援、協議テーマに応じた資料構成案の作成並びに議論を円滑に進めるための会議運営及び議論整理に係る助言・支援等（以下「運営支援業務」という。）を実施するものとする。なお、本運営支援業務は、特定の会議における司会進行や進行管理を行うものではなく、受注者の知見及びこれまでの類似事例等を踏まえ、協議体運営全体を見据えた支援内容の整理及び助言を行う業務とし、発注者との打合せ等により、おおむね2～3回程度実施するものとする。また、本運営支援業務において整理した内容については、一般的・汎用的な支援内容として履行期間内に資料として取りまとめ、発注者と共有するものとする。

③合意形成に至るまでの留意事項の整理^(※12)

※12 学校再編に関する協議において、合意形成に至るまでの過程全体を見据えて想定される論点、意見の対立が生じやすい事項への向き合い方等、協議内容面に関する留意事項について整理し、履行期間内に資料として取りまとめ、発注者と共有するものとする。

上記①から③の業務において取りまとめる資料については、原則として成果品である報告書を構成する資料として契約期間内に提出するものとするが、業務の円滑な遂行のため、発注者と受注者の協議により、履行期間中にその一部又は内容を共有することがある。なお、作成に当たっては、各業務における検討内容や支援内容の概要が確認できるよう適切に整理し、記載するものとする。

6 貸与資料

発注者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる資料その他業務の基礎となる資料について、受注者に貸与又は提示するものとする。

なお、業務の内容に応じ、追加的に必要な資料が生じた場合には、発注者と協議の上、当該資料の貸与を請求するものとする。

また、業務遂行上必要となる追加資料や他自治体事例等については、受注者の責任において適切に収集・整理することとする。

受注者は、貸与又は提示された資料について十分確認することに加え、業務遂行上必要となる追加資料については適切に整理し、成果物の品質を確保し、再作業が発生しないよう留意すること。

- ・対象校における校則、慣習、内規及び運用に関する資料
- ・過去の小学校再編に係る実績資料等
- ・学校基本調査、学級編制、児童数の推移等に関する統計資料
- ・学校配置、通学区域、施設概要等に関する基礎資料

7 契約時提出物

(1) 業務実施方針

(2) 調査・分析手法（文献調査、アンケート調査、資料整理等の調査手法及び、その整理・分析の考え方について概要を記載するものとする。）

(3) 体制図（本業務の実施体制及び役割分担を確認するため、業務責任者及び主な担当者の関係が分かる簡易な体制図を提出するものとする。）

(4) 実施スケジュール

(例) ・業務開始時打合せ

- ・調査研究

(小学校再編に向けた調査研究業務の実施) (上記5 (1)) : ○か月

- ・業務支援 (直近対応)

(学校再編整備懇談会等に係る業務支援の実施)(上記5(2)):○か月

- ・業務支援(中長期対応)

(地域発意型再編協議体支援に係る整理・支援の実施)(上記5(3)):○か月

- ・報告書提出:○か月

8 打合せ・報告書の作成

本業務の実施に当たり、受注者は発注者と適宜打合せを行い、必要な資料を作成するものとする。

また、必要に応じて議事録を作成し、作成した資料及び当該議事録を発注者へ提出すること。あわせて、成果物として報告書を作成するものとする。

9 成果品

本業務の成果品は原則として以下のとおりとし、履行期間中に発注者に提出すること。

(1) 報告書(PDF・Word)

上記5「業務内容」について把握・整理した現状及び課題並びに各種検討結果について、業務内容ごとに取りまとめ、契約期間内に報告書として提出すること。

作成に当たっては、各業務内容に基づく調査結果や検討内容を、同一又は共通の項目により整理し、把握しやすい内容となるよう留意すること。

また、概要版(A3サイズ1枚又はA4サイズ2枚程度)を作成すること。

(2) データファイル式(EXCEL・CSV)

① 児童推計

発注者が貸与又は提示する既存資料(学校基本調査、児童数の推移等に関する統計資料等)及び公表情報等を基礎とし、将来の児童数及び学校規模の変化状況を把握するための整理資料を作成するものとする。なお、本推計は、学校配置や再編の可否等について判断を行うものではなく、今後の検討における基礎資料として活用することを目的とする。

② 財政負担試算

既存の事例や公表資料等を参考に、制度検討に伴い想定される財政的影響について把握するための整理資料を作成するものとする。詳細な算定条件や整理の内容については、業務の目的を踏まえ、既存の事例や公表資料等に基づき受注者が整理するものとし、その内容を発注者に報告すること。

(3) プレゼンテーション資料(PowerPoint)

① 行政内部向け説明用

上記5「業務内容」に基づく調査結果及び検討内容について、行政内部向けの説明及び情報共有を目的として、内容を整理した説明用資料を作成するものとする。なお、資料の構成や表現方法については、上記の目的を踏まえ、受注者の専門的知見を活用して作成するものとする。

② 公表用資料

調査・検討結果の概要について、市民等への情報提供を想定し、専門的事項を過度に含まない形で分かりやすく整理した資料を作成するものとする。なお、資料の構成や表現方法については、上記の想定を踏まえ、受注者の専門的知見を活用して作成するものとする。

10 著作権等

- (1) 受注者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 第三者が著作権を有する成果物については、受注者は受注者の責任において、発注者の使用に支障が出ないように当該権利を移転し、または、その使用承諾を受けるものとする。
- (3) 発注者の貸与した資料・データ等（媒体は問わない）の管理については、万全の措置を講ずるほか、全部、または一部を許可なく複写・複製してはならない。なお、滅失・毀損等、事故が生じたときは速やかに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。また、発注者の貸与した資料・データ等については、業務完了後は速やかに発注者へ返却するものとし、発注者の許可を得て複写・複製したときは、作業終了後直ちにこれを破棄の上、発注者に対しその旨を報告しなければならない。
- (4) 受注者は本業務に係る成果物等に関する権利は発注者に無償で譲渡するものとする。また、発注者の承諾なしに使用、又は公表してはならない。

11 その他

- (1) 本業務に係る費用は、発注者があらかじめ用意したものを除き、すべての受注者の負担とする。
- (2) 業務の履行以外の目的で実地調査等で訪問した学校等施設の不適切な利用を行わないこと。また、児童生徒の学習等に支障が出ないようにすること。
- (3) 実地調査等で訪問した学校等の設備・備品等に受注者の責により故障・破損等が発生した場合、修理等に要する経費は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙である。
- (5) 学校関係者及び再編対象地域関係者に対する言葉や態度について十分注意し、不愉快な思いをさせないこと。また、業務履行には、誠意をもってあたること。
- (6) 業務の履行に際し受注者は発注者と連絡を密にし、作業方針について発注者の了解、判断、指示及び決定等を得なければならない。また、作業の重要段階においてはその内容を提示し、必要に応じて協議を行い、上記のとおり発注者の指示又は決定を得て、次段の作業を進めるものとする。
- (7) 業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は速やかに発注者が認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受注者が負担すること。
- (8) 受注者は、誠意をもって本業務を遂行すること。
- (9) 受注者は、本業務履行中に不測の事態が生じた場合、初期対応を行った上で速やかに発注者に連絡を行い、指示に従うこと。

- (1 0) 発注者が委託作業内容変更の協議を申し出たときは、受注者は当該協議に応じなければならない。
- (1 1) 本業務の履行に当たり、上記の他に必要となる情報については、関係法令、既存資料その他本業務の目的を達成するために必要な範囲の情報を、必要に応じて発注者が受注者に別途提示する。
- (1 2) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずることに加え、秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- (1 3) 受注者において、万一個人情報の漏洩等の重大な違反行為が発生した場合には、発注者は受注者名も含めその事実を広く公表できるものとする。
- (1 4) 本業務について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (1 5) この仕様書に定めのない事項については、そのつど発注者と協議して定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。